



みかん狩り体験付

定期積金

募集期間 令和5年9月1日(金)▶10月31日(火)

みかん狩り体験付定期積金商品概要

募集期間	令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)
種類	定期積金(月掛金1万円以上)口座振替
期間	3年以上 給付契約金額 36万円以上
金利	店頭表示金利が適用されます。 満期日には利息相当額(給付補てん金)をお支払いいたします。 なお、給付補てん金には20.315%の分離課税が適用になります。

園内みかん
食べ放題!



JA東京みどり キャラクター
みどりん

収穫体験の概要

実施期間	令和5年11月初旬～各農園の閉園まで (天候不順による生育状況および社会情勢等の状況によりご希望に添えない場合がございます。)
実施場所	当JA管内指定のみかん狩り農園となります。 (武蔵村山市内みかん農園)

※令和5年11月10日(金)までに当JAに不参加のお申し出をされたお客様に、1口につき1個(2口を限度)のみかんジャムを進呈いたします。

参加方式

- 自由参加方式です。
- 期間中当JA管内のみかん狩り農園にて、収穫体験をしていただきます。
- 36万円1口として入園券2枚をお渡しいたします。
- 給付契約金額にかかわらずお一人様3口(6枚)を限度といたします。
- 入園券1枚につき、1名様のご入園になります。
- 開園期間内に参加できない場合は **入園券を無効とさせていただきます。**

JA東京みどり ※詳しくは、下記支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151
昭島支店 TEL.042-541-0021

幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014
村山支店 TEL.042-561-1611

東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

商品概要説明書

みかん狩り体験付定期積金

(令和5年9月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金<定額式> 愛称：みかん狩り体験付定期積金
2. 取扱期間	・令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)
3. ご利用いただける方	・個人および法人
4. 期間	・3年以上5年以下
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込総額	・口座振替 ・毎月1万円以上、ボーナス併用可 ・満期給付契約金36万円以上
6. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填備金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="564 416 1513 680"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期給付契約金 36 万円を 1 口として 2 枚のみかん狩り入園券をお渡しします。 ・お一人様給付金額にかかわらず 3 口（6 枚）を限度と致します。（法人も同様） ・みかん狩りは自由参加方式です。（園内食べ放題） <p>令和 5 年 11 月初旬より各農園の閉園までの期間に、当 J A 管内の指定みかん狩り農園へお出かけください。</p> <p>（天候不順によりご希望に添えない場合がございます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が期間内に参加できなかった場合は、入園券を無効とさせていただきます。 <p>※令和 5 年 11 月 10 日（金）までに不参加の申出があったお客様に対し、1 口につき 1 個のみかんジャムを進呈いたします。</p> <p>（給付金額にかかわらず 2 個を限度と致します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 3.65 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・原則、中途解約はできません。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。